参考様式第5－1号

6　農　政　第　55　号
令　和　6　年　4　月　8　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津若松市長　室井　照平

市町村名 （市町村コード）	会津若松市 （07202）
地域名 （地域内農業集落名）	町北地区 （下荒久田集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月20日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

■人
〇集落内認定農業者は1名で、集落内の担い手のみでは限界が来ているため、入作者を交えた農地貸借により集落農業の維持を図っている。
〇引き受け意向のある入作者が複数存在するが、1反田の作付けに苦慮しているため、将来的に限界が来ると見込まれる。
〇農業世帯の子供の多くが会社に勤めており、農業の後継者になり得ないため、全体的に後継者不足である。
〇現状維持の意向を示している農業者も高齢化が進んでいて、将来的にはリタイアが出てくると思われる。

■農地
〇田が1反区画であり、担い手が耕作に苦慮しているため、ほ場整備事業の検討が必要である。
〇畑地についても遊休化が進んでおり、維持管理に不安を抱えている人が多い。
〇現状、ほぼ全ての貸借において農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用しているため、契約期間満了後に農地中間管理機構を活用した貸借へ移行する必要がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

〇担い手が規模縮小・リタイアする際は、集積・集約化を踏まえて引き受け意向のある担い手へ貸し付けることを原則とするが、貸し手と借り手の実情についても配慮する。
〇担い手の耕作地が分散している現状のため、目標地図を活用し農地の集積・集約化を目指す。
〇担い手が農地を引き受け続けるには大区画ほ場の整備が必要となることから、ほ場整備事業の実施について検討していく。
〇ほ場整備事業に取り組む場合、園芸作物の導入が必要となることから、集落での栽培に適した園芸作物の選定を始めていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	29.30　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.30　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0　ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

〇現状は全農地を農業上の利用を行うものとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○規模縮小・リタイアとなる農地については、集積・集約化を踏まえて引き受け意向のある担い手へ貸し付けることを原則とするが、貸し手と借り手の実情についても配慮する。 ○担い手の耕作地が分散している現状のため、目標地図を活用し農地の集積・集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○現状、集落内の貸借における農地中間管理機構の活用率が低いため、担い手の貸借に係る負担軽減のために活用を推進していく。 ○農業委員会の利用権設定等促進事業による利用権設定を活用している貸借契約は、期間満了後、農地中間管理機構を活用した貸借へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
○担い手が農地を引き受け続けるために、ほ場整備事業の実施について検討を始める。 ○整備実施には集落の同意が必要なため、地権者と担い手間で定期的な協議を行い、合意形成を図っていく。 ○関係機関を交えた協議についても定期的に実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○現状、田の担い手は存在するが、畑地の担い手は存在しないことから、畑地の担い手となる農業者の発掘・育成に向けての協議を進めていく。 ○畑地を活用した新規就農者の受け入れなども検討し、将来的には複合経営に繋がるよう助言・支援等をしていくなど、集落全体で育成していく環境について検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

<u>⑩定期的な営農意向の確認</u>

○年1回程度、集落内農業関係者と入作者を交え、地域計画の内容について協議を行い、離農や規模縮小の意向確認を行う。

下荒久田　地域計画エリア

1/3500